

序論 計画の目的と位置づけ

序ー 1 都市計画マスタープランの目的と役割

1. 目的

敦賀市都市計画マスタープランは、上位計画である第5次敦賀市総合計画を踏まえ、長期的な視点から都市の将来像を描くとともに、土地利用の基本的な方向を示し、あわせて各地域のまちづくりの方針を定めることによって都市計画の総合的な指針となることを目的としています。

2. 役割

(1) 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

市町村の都市及び地域レベルで将来の都市があるべき姿やまちづくりの方針等を検討し、都市づくりや地域づくりが目指すべき将来像を示します。

都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるため、住民に最も近い立場にある市町村が、地域固有の自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、都市及び地域レベルで将来の都市があるべき姿やまちづくりの方針等を検討し、作成したマスタープランによって、当該都市の「まちづくりの将来像」をより具体的に明示します。

(2) 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠を示す

都市づくりや地域づくりが目指すべき将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制、誘導への協力や参加を容易にします。

(3) 個別の都市計画について相互の調整を図る

目指すべき将来像の実現に向け、都市づくりの長期的な課題に対応した総合的な整備方針を明らかにすることにより、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別の都市計画を調整し、相互の内容の整合性を確保します。

(4) 個別の都市計画の決定・変更の指針を示す

市町村の定める都市計画は、マスタープランに即したものでなければなりません。すなわち、マスタープランは、それ自体に拘束力はないが、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となるものであり、マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導方針としての役割を担います。

(5) 都市計画の今日的または将来的課題を積極的に取り込む

地域の特性に応じた多様な計画要素を先行的に取り込みます。例えば、以下のような事項が想定されます。

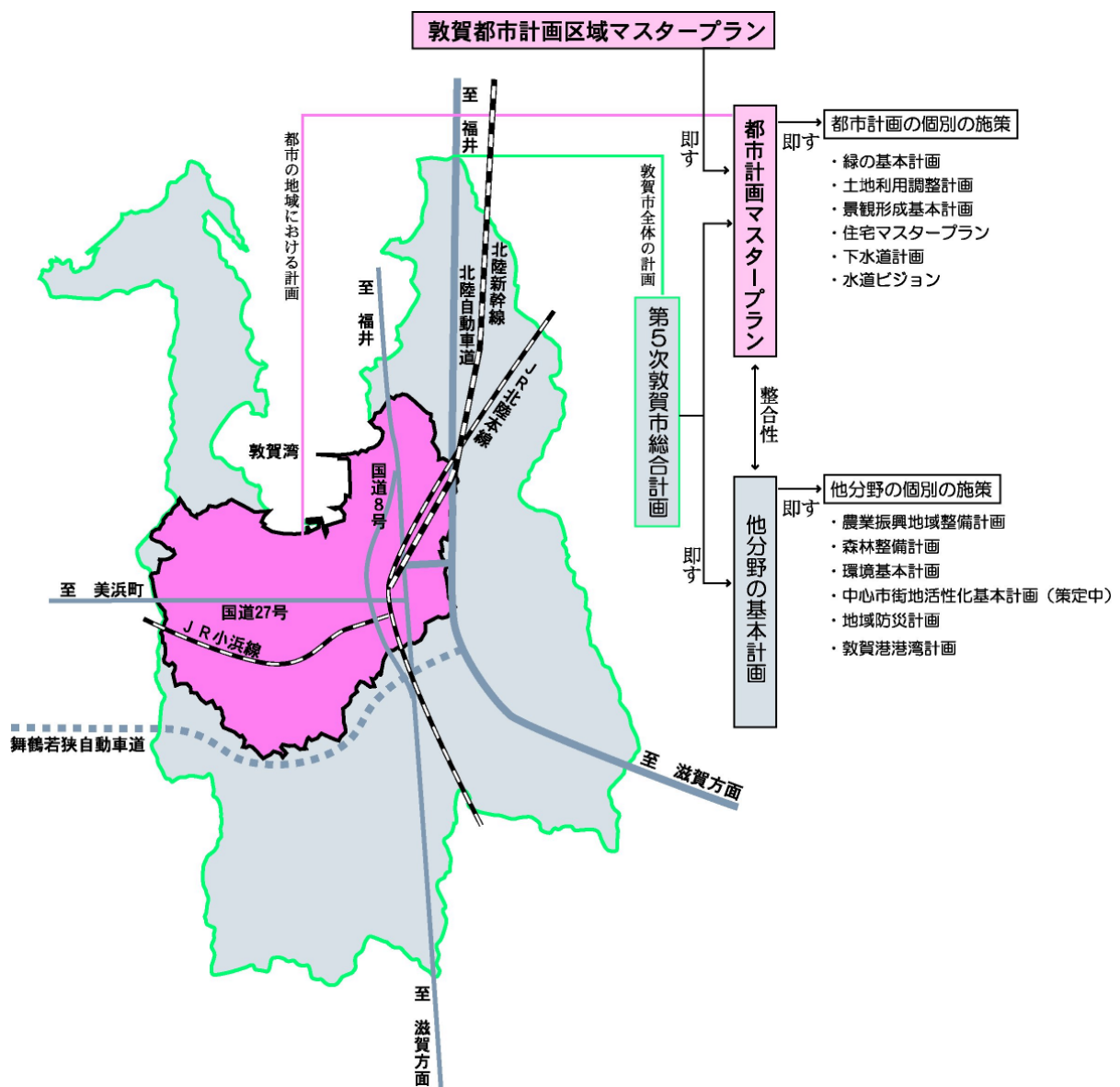
- ①美しい街並みの形成
- ②環境負荷の小さな都市の形成
- ③都心部周辺における居住空間の確保
- ④新しい形態の都市施設の整備
- ⑤用途地域内の農地の計画的な宅地化 等

序－2 計画の位置づけ

敦賀市の総合的な将来計画は、「第5次敦賀市総合計画」です。敦賀市における全ての計画については、この「第5次敦賀市総合計画」に即したものでなければなりません。

このような総合計画を受けて、都市の地域においては都市計画マスタープラン、その他の地域においては、農業振興地域整備計画等を策定し、各地域における土地利用や各種施設計画等を策定する必要があります。

都市計画マスタープランは、上記の都市の区域における都市づくりの指針を示すものであり、総合計画に即しながら関連する敦賀市全体の計画等との整合を図る必要があります。



序－3 対象地域

敦賀市都市計画区域を対象としますが、その他の周辺地域との関連について配慮しながら、策定するものです。

序－４ 目標年次

2020年（平成32年）を目標年次とします。

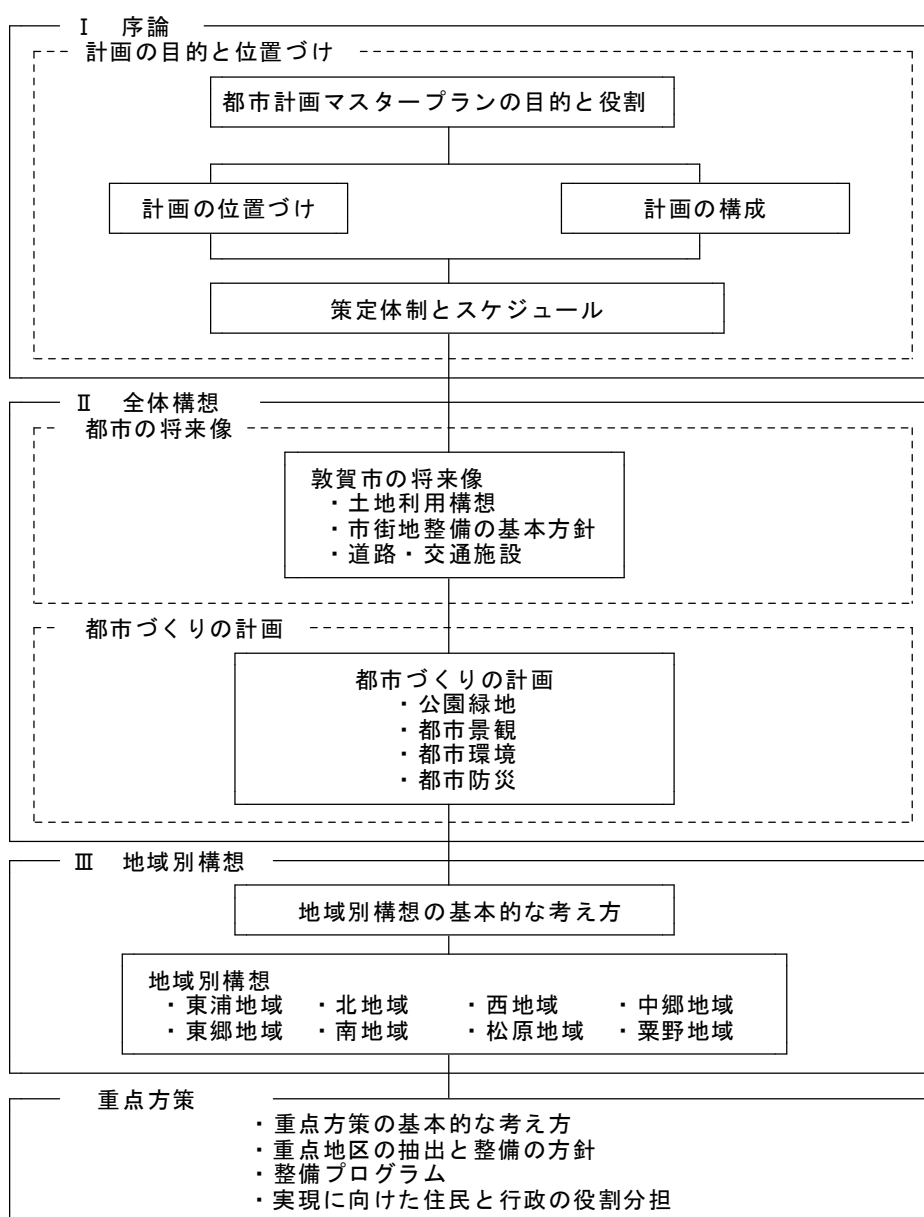
将来目標年次：平成32年

中間目標年次：平成22年

序－５ 計画の構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想から構成されます。

全体構想は、主に都市の全体的な方針を示し、地域別構想は都市計画区域を8つの地域に区分して、より詳細なまちづくりの方針を示します。



序ー6 改訂体制とスケジュール

本計画の策定に当たっては、公募による市民参加委員及び関係代表機関、行政からなる「敦賀市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、計画内容を審議しています。

その下には、庁内関係各課の職員で構成される「敦賀市都市計画マスタープラン幹事会」があり、委員会審議の素案となる計画内容の検討を行っています。

今回のマスタープラン策定は、平成12年度に策定されたマスタープランを基本として、改訂を行ったものです。

策定体制を図示すると以下の通りです。

